

さんのお誕生おめでとうございます。お誕生にともなう手続き
(○印のあるもの) がありますので市役所各窓口、各自治振興センターまたは
りんご庁舎市民証明コーナーで手続きを行ってください。



持ち物

・母子健康手帳 ・父母の個人番号カード又は通知カード ・振込口座の確認できるもの
・印鑑 ・マイナ保険証等 ・本人確認のできるもの ・下記に該当する書類等 ・この通知

	手続きの内容	問い合わせ先	窓口
	住民票コードと個人番号の通知 住民票コード通知票と個人番号通知書が郵送されます。個人番号通知書は、番号確認資料にはなりませんので、必要な場合は個人番号記載の住民票を取得してください。	市民課 市民窓口係 (内線5415)	A5
	出生届出済証明 出生届を提出した市町村で証明します。母子手帳をお持ちください。		
	記念品の受取り お子様の健やかな成長を願い、飯田市から記念品を窓口でお渡しします。		
	乳幼児保健カードの受取りと提出 健診と保健師訪問の際に使用します。市民課窓口でお渡ししますので、保健センター(市役所A9窓口でも可)もしくは自治振興センター窓口へ早めに提出してください。	保健課 保健指導係 (内線5534)	保健センター
	赤ちゃんのしおりの受取り 健診・予防接種等の冊子です。市民課窓口でお渡しします。		
	健康の記録(予防接種手帳)の受取り 成長と健康に関することを記録していく冊子です。市民課窓口でお渡しします。	保健課 地域医療支援係 (内線5542)	A9
	子ども福祉医療費給付金受給者証交付申請 振込口座のわかるもの、お子さんの氏名の記載されたマイナ保険証または資格確認書(被保険者情報がわかるもの)をお持ちください。		
	児童手当の申請 受給するためには必ず届出が必要です。 (児童の住所が飯田市外の場合、児童の個人番号が必要です) 出生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 マイナポータルからオンライン申請が便利です。 公務員の方は勤務先で手続きをしてください。	保育家庭課 家庭相談係 (内線5737)	A11
	ひとり親家庭に該当する方 ひとり親家庭で児童を療育する方は児童扶養手当を受給できる場合があります。関連する制度をご案内しますので、保育家庭課でご相談ください。		
	《国民健康保険加入世帯》 国民健康保険資格確認書の交付 出生日より加入となります。 (国民健康保険以外の場合は会社等で手続きを行ってください)	保健課 国保係 (内線5521)	A8
	《国民健康保険の被保険者の方が出産した場合》 出産育児一時金の支給申請 医療機関への直接支払制度を利用せずに、出産費用全額を自己負担された場合には、出産育児一時金の支給申請をしてください。 医療機関への直接支払制度を利用した方のうち、出産費用が50万円未満の場合は差額について支給申請してください。		
	国民年金保険料の産前産後期間の免除申請 出産日の前月(多胎は3か月前)から翌々月の間、国民年金第1号被保険者である方が対象となります。	市民課 市民窓口係 (内線5428)	A7

飯田市に住民登録がない方は、登録地の市区町村で手続きをしてください。
福祉制度については、市区町村により取り扱いが異なる場合があります。